（総務管理官）

**第十条**　［略］

２　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（取引適正化管理官の所掌に属するものを除き、事件の審査に関する事務にあっては、独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限る。）を総括整理する。

（取引適正化管理官）

**第十一条**　中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所に、それぞれ取引適正化管理官一人を置く。

２　取引適正化管理官は、命を受けて、所内の事務のうち、次に掲げる事務を総括整理する。

一　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関すること。

二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること。

三　独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る。）の調査に関すること。

（審査統括官）

**第十二条**　［略］

２　審査統括官は、命を受けて、所内の独占禁止法に係る事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

（支所）

**第十三条**　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

**○内閣府令第四十四号**

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （主任統括検査官等）<br>**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十六人及び金融証券検査官三百十六人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。<br>［２～８　略］ | （主任統括検査官等）<br>**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。<br>［２～８　同上］ |

（総務管理官）

**第十条**　［同上］

２　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務にあっては、独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限る。）を総括整理する。

［条を加える。］

（審査統括官）

**第十一条**　［同上］

２　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

（支所）

**第十二条**　［同上］